

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

### 基本目標Ⅱ 家庭における男女の平等・共同参画の実現

家庭における男女が、夫婦やパートナーとして、また自立する対等な人間として互いを尊重し、家事や育児、介護などの家庭内役割を協働して担い、男女が平等に共同参画する家庭の実現をめざします。

#### ○主要課題1 男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりへの支援

##### 【現状と課題】

家庭における男女共同参画を進める上で、家事や育児などの家庭内役割を男女が共同で取り組むことの大切さや必要性、家庭生活における固定的な性別役割分担意識の更なる変革が求められております。

本市では、家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動を中心に、男性のための各種生活講座や男性対象の介護研修、子どもと一緒に参加できるイベント等が行われております。

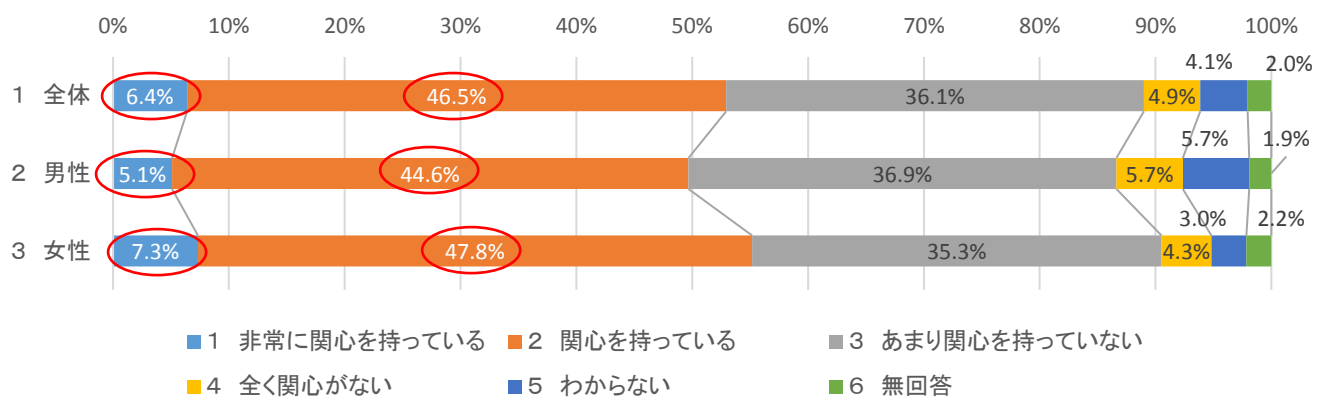
半数以上の市民は「社会における男女の平等」に関心をもち【資料8】、男女平等や女性の人権について関心が高い【資料9、10】反面、女性が子育てや介護などの家庭生活における大部分の役割を担っています。【資料11、12】

男女がともに社会へ参画するためにも、家庭における支え合い、対等な立場で家庭生活を営む必要があります。

#### <平成27年度の主な実施事業>

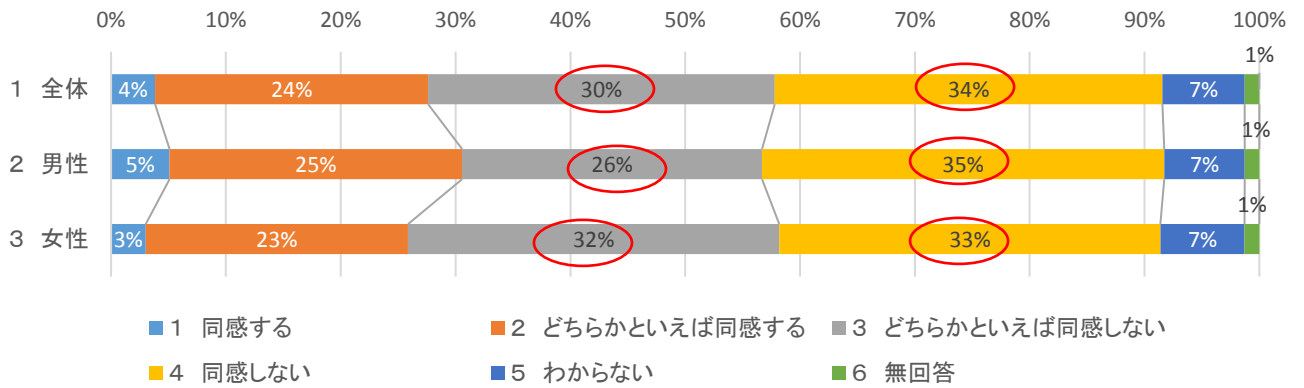
- パパ&ママクラス
- 子育て講演会
- 家族介護教室
- 親子料理教室
- 親子学習事業
- 男の料理教室

#### 資料8 社会における男女の平等について、関心や考えをお持ちですか？

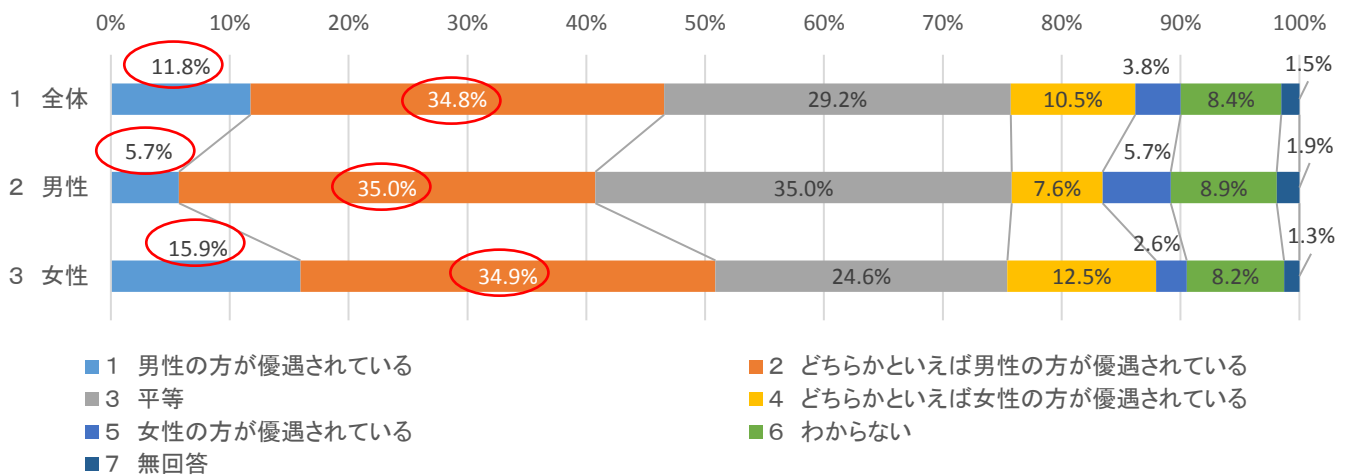


## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

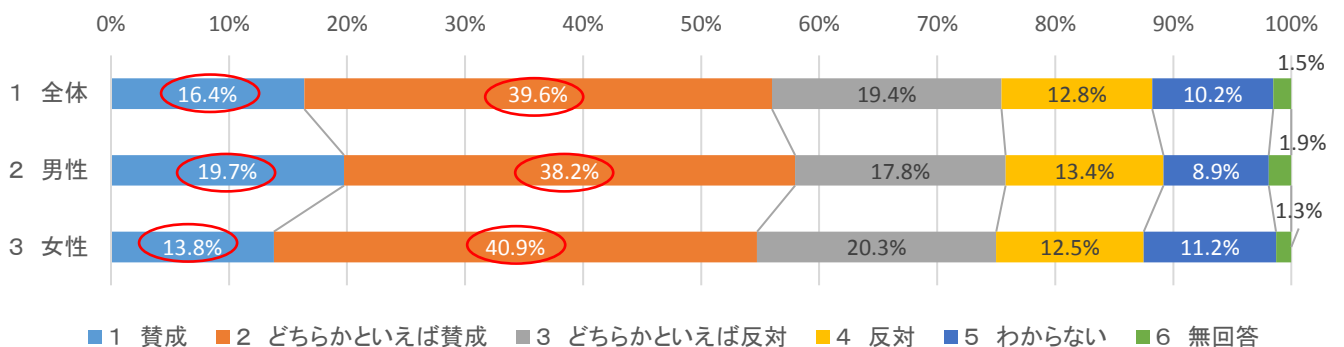
資料9 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか？



資料10 家庭生活で男女の地位は平等になっていると思いますか？

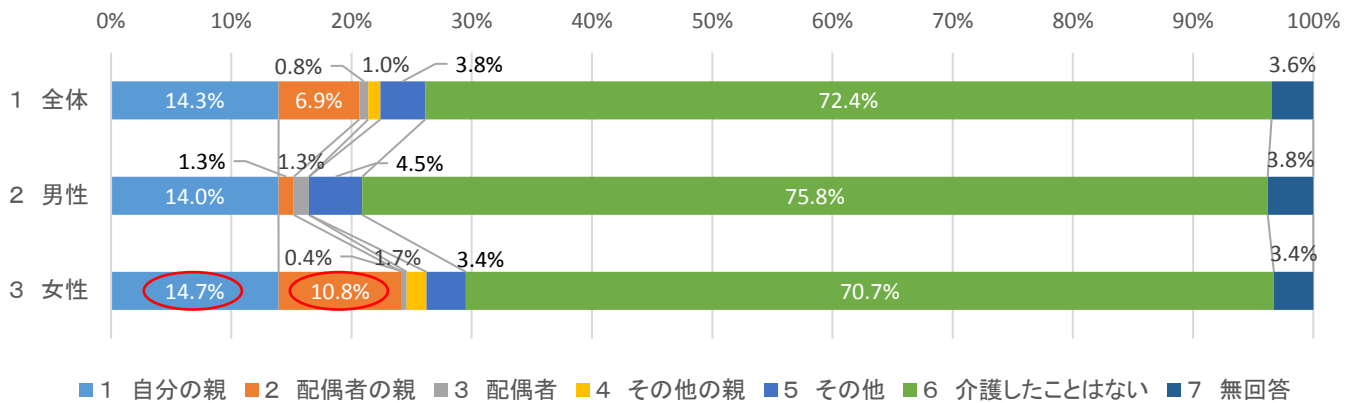


資料11 乳幼児の子育ては母親の役目と考えていますか？



## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料12 家族・親族のどなたかの介護を、日常的にしている（いた）ことがありますか？



【以上、市民意識調査結果（市民編）より】

### 【施策の方向】

#### （1）男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発

- ・家庭における男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重し、夫婦・パートナーとして共に責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、更なる啓発や学習機会などの拡充に努めます。

#### （2）男性の家事・育児・介護等への参加促進と支援

- ・固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、様々な機会を通じて啓発活動の充実に努めるとともに、男性の家庭生活への参画を容易にできるよう、知識や技術の習得を目的とした講座等の更なる充実に努めます。

### 【具体的施策・事業】

- ① 家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動の推進  
（市民総務部・健康福祉部・教育部）
- ② 男性のための各種生活講座の開催（市民総務部・健康福祉部・教育部）
- ③ 男性対象の介護研修の実施（健康福祉部）
- ④ 父子が一緒に参加できるイベントや講座の開催（健康福祉部・教育部）
- ⑤ 男性を対象としたライフステージ別意識調査の検討（市民総務部）

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

### ○主要課題2 地域における子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

出産後も働く女性が増加傾向にある中で、子どもを育てるのは女性の役割とする従来の性別役割分担意識に加えて、核家族化の進行や地域での相互扶助の希薄化などによって、子育てに携わる女性の身体的・精神的負担は大きなものとなっています。

このため、子どもを持つ女性がその能力と意欲を、家庭はもとより、職場や地域で十分発揮できるよう、育児を女性の役割として固定する意識を改め、子育てが男女の共同責任と協力のもとに共に担うものであるという認識に立って、男性の育児への更なる参画を促進していくことが求められています。

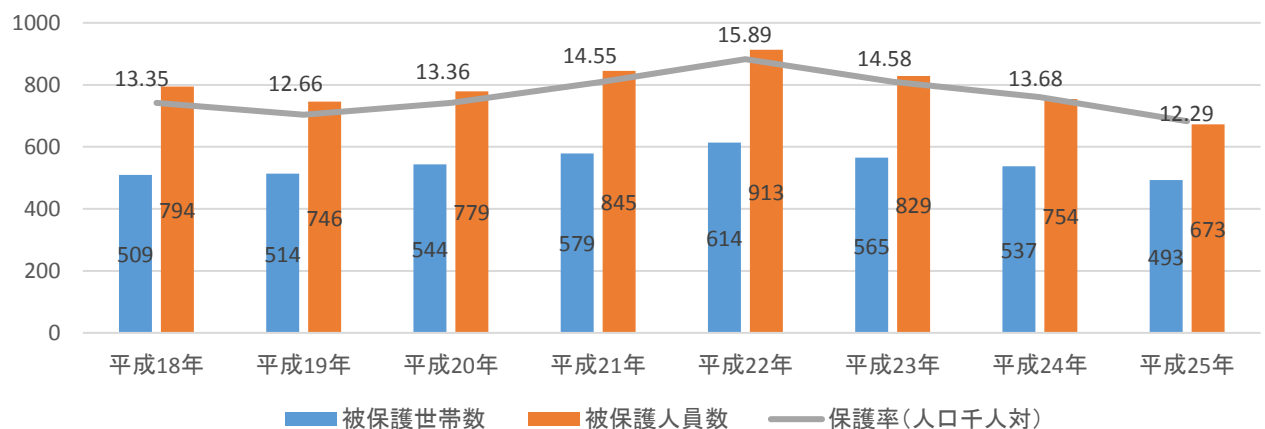
本市では、時代を担う子供達が健やかに育つことが出来るよう、出産・育児に関する相談指導やひとり親家庭に対する支援事業、中学生が育児体験を行う事業等が行われています。

「自分を犠牲にしてまで家庭を持つことに否定的である」意見が半数以上を占めているが【資料14】、「乳幼児期の子育ては、母親がしなくてはならない」との考えに半数以上が肯定的であり【前掲資料11】、女性が働きながら子育てが可能となる環境整備を整えていくことが重要となります。

#### <平成27年度の主な実施事業>

- 託児ボランティア養成ステップアップ講座
- こんには赤ちゃん事業
- パパ&ママクラス
- 育児（巡回も有り）・子育て相談会
- 健康相談会
- 中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 家庭児童相談員による相談、指導（育児・助産）
- ファミリーサポート事業
- 子育て支援センター運営事業「つどいの広場」、「こころん」

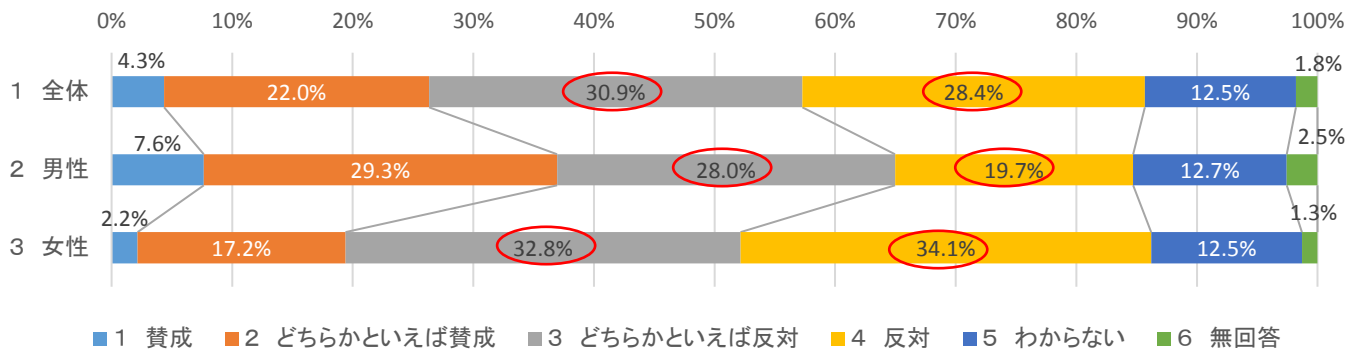
資料13 生活保護の推移



【平成26年度塩竈市統計書より】

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料14 「結婚したら、家庭のために自分の個性や生き方を犠牲にするのは当然だ」という考えをどう思いますか？



【市民意識調査結果（市民編）より】

### 【施策の方向】

#### （1）多様な子育て支援の拡充

- ・ボランティアの養成や支援の充実を図りながら、地域コミュニティにおける子育て支援体制を構築するとともに、保健・医療・福祉・教育・地域づくりを進めながら、総合的な視点から子供たちが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

#### （2）子育て支援ネットワークの構築

- ・育児相談や育児サークルの育成支援など、子育て支援センターの更なる機能強化を図るとともに、地域における様々な支援機能を充実させていきながら、地域社会で子育てを支援するネットワークづくりに努めます。

### 【具体的施策・事業】

- ① 子育てニーズなどの調査（健康福祉部）
- ② 各種事業における託児室設置の促進と託児ボランティアの養成（健康福祉部・教育部）
- ③ 出産、育児に関する相談指導の充実（健康福祉部）
- ④ ひとり親家庭に対する生活の安定と支援サービスの充実（健康福祉部）
- ⑤ ファミリー・サポート機能の調査研究（健康福祉部）
- ⑥ 子育て支援センターの機能充実（健康福祉部）
- ⑦ 関係機関・団体の連携強化とネットワークの構築（市民総務部・健康福祉部・教育部）
- ⑧ 病後児保育などの保育サービスの充実（健康福祉部）

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

### ○主要課題3 要介護者を持つ家庭への支援の充実

#### 【現状と課題】

育児と同様に、高齢者や障がい児（者）の介護や看護にかかる役割において、主に女性が精神的・身体的負担を背負う傾向にあります。また、介護や看護が長期間にわたることにより、介護・看護者自ら健康を害してしまうケースも見受けられます。

今後、さらなる高齢社会の進展により、要介護者や高齢者が増加することが目に見えて明らかのため、介護等に対する負担も極めて大きくなっていく事が予想されており、各家庭の自助努力だけで解決できる問題ではないことから介護保険制度の充実がいっそう求められています。

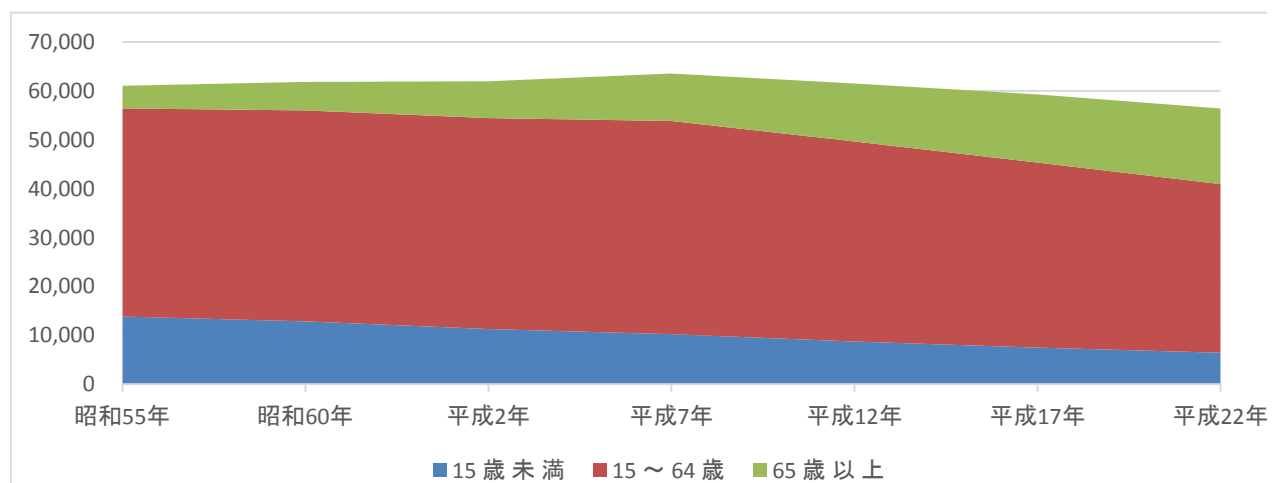
本市では、介護保険事業の更なる充実を図ることを中心に、高齢者の交流機会の促進を図るための活動や社会参加を図るための支援、各種相談事業、介護知識や技術を習得しながら家族の介護を行っているもの同士の交流会を開催するなど、さまざまな事業を行っております。

「介護の在り方について」は家庭内における共同して役割分担することに肯定的ですが【資料16】、介護経験の有無にかかわらず、自分自身の介護については、なるべく家族に負担のかからない選択を希望する人が多く【資料17】、今後、介護者だけでなく被介護者への支援を地域全体で支える仕組みが必要となってきます。

#### <平成27年度の主な実施事業>

- 介護保険事業
- 外出支援
- 家族介護教室
- 要支援者登録台帳の整備
- 各種相談支援事業
- 介護事業者向けの研修会等

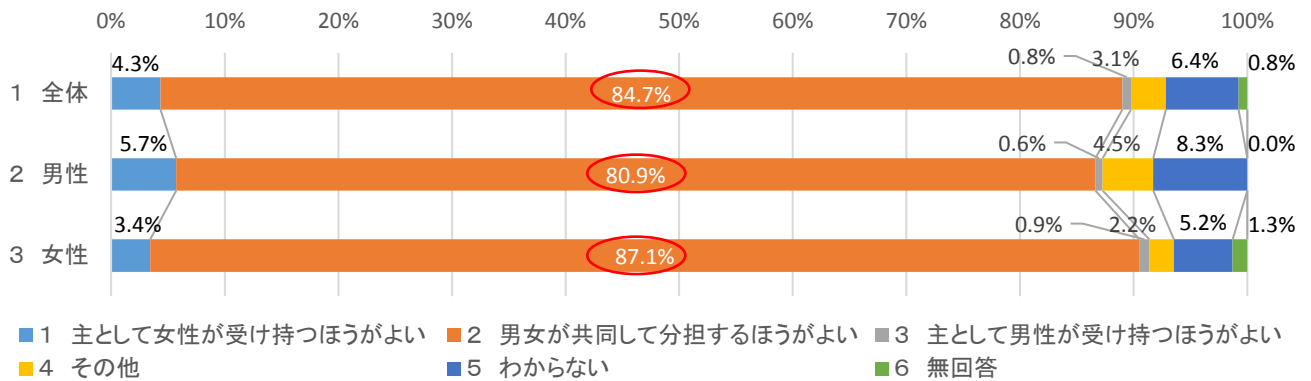
#### 資料15 国勢調査人口による総人口・年齢別人口の推移



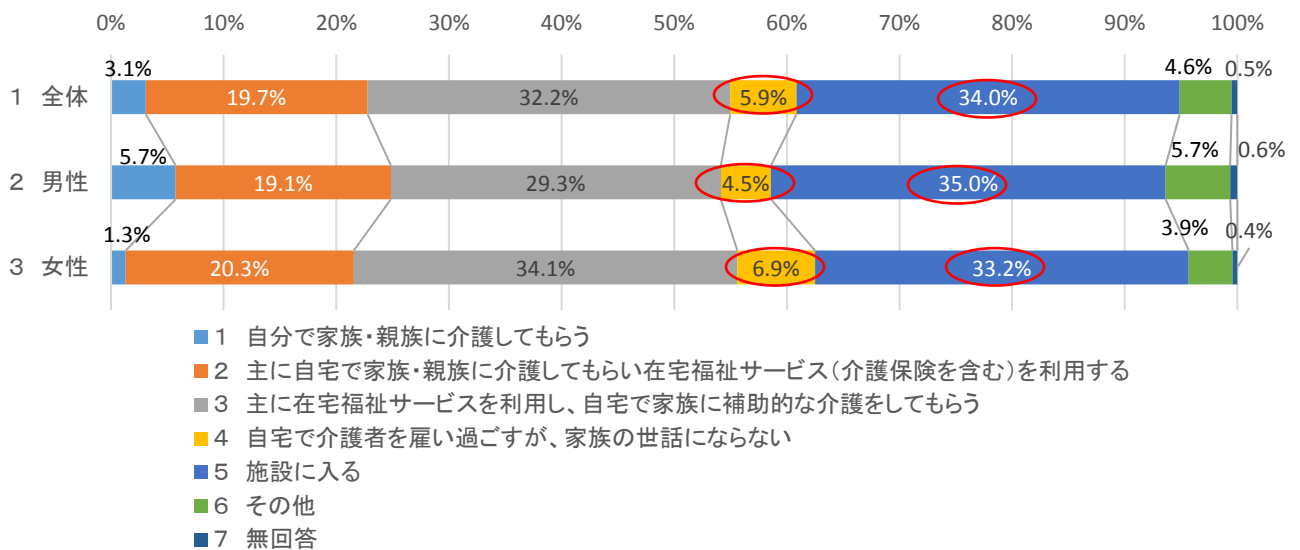
【平成26年度塩竈市統計書より】

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料16 高齢者を介護する場合（在宅福祉サービス利用の有無に関わらず）、家庭内における分担についてどのように考えますか？



資料17 もしも、自分自身に介護が必要となった場合、どのようにしたいと思いますか？



【以上、市民意識調査結果（市民編）より】

### 【施策の方向】

#### （1）家族支援サービスの充実

- ・介護者のための相談事業やサポートなどの介護支援体制の充実はもとより、これから介護を経験するであろう方々向けの研修を実施するなど、各種介護サービスのさらなる拡充を図るとともに、総合的なサービスを安心して受けることが出来るよう、介護サービスの整備と円滑な運営に努めます。

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

---

### (2) 介護を担う人材の育成

- ・保健・医療・福祉等の関係機関との連携及び連絡強化を図るとともに、高齢者の増加に伴って増えていく要介護者の支援を推進しながら、地域ケア体制の充実・強化を推進し、介護にかかわる人材育成と確保に努めます。

#### 【具体的施策・事業】

- ① ホームヘルプサービスなど、介護サービスの充実（健康福祉部）
- ② 交流機会の促進など、社会参加支援の充実（健康福祉部）
- ③ 民生・児童委員などによる支援体制の充実（健康福祉部）
- ④ 男性対象の介護研修の充実（健康福祉部）
- ⑤ 各種相談事業の利用促進と相談体制の整備（全部署）
- ⑥ 介護支援専門員など、介護を担う人材の育成と確保（健康福祉部）



## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

### ○主要課題4 夫婦・パートナー等の男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

女性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた、夫・パートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）や、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、さらに、近年においてはインターネットなどの普及により SNS を利用したリベンジポルノなど女性に対する暴力も多様化しており、女性の基本的な人権が著しく侵害されている状況であり、男女共同参画社会を形成していく上での障壁となっております。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス防止法）」、「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」等により、女性に対する暴力への対策が強化されていますが、これらの暴力に対して増加している相談等に対応しきれていない部分があるのが実情であり、被害に遭っている女性に対して、救済支援体制のさらなる整備を進めていくことが求められています。

また、売買春や女性への暴力の温床となる性の商品化についても、人権としての性の尊重に関する社会全体の認識を深め、その防止に向けた取り組みも求められます。

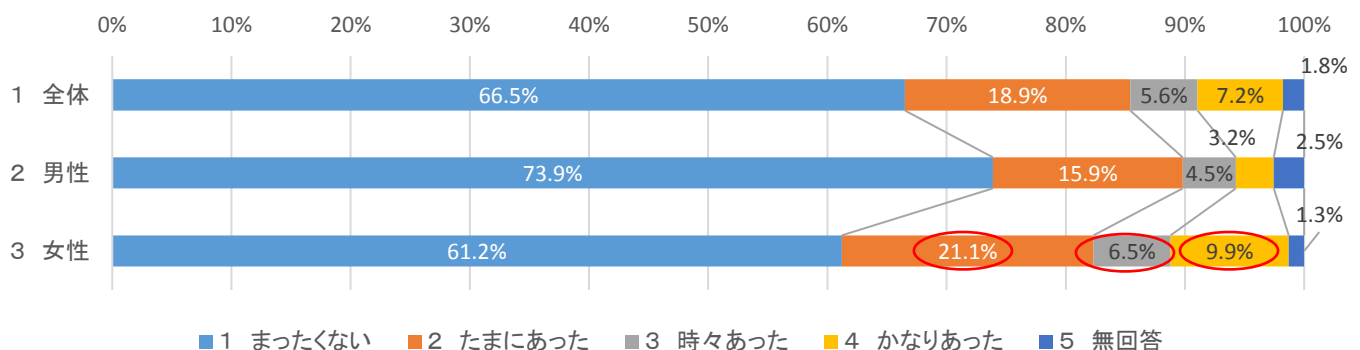
今後は、暴力被害者の立場を十分に考慮しながらも、暴力を潜在化させない、容認しない社会環境づくりをしていくとともに、暴力の形態や被害者の属性等に応じた対応も課題となっております。

女性の約4割が DV を経験し、配偶者などからの暴力に悩みを抱えている人が多く【資料18、19】、「相談機関や保護施設の設置」や「被害届を出しやすくする環境整備」を望むなど DV への関心が高いことから、DV 防止に向けた対策を講ずる必要があります。

#### <平成27年度の主な実施事業>

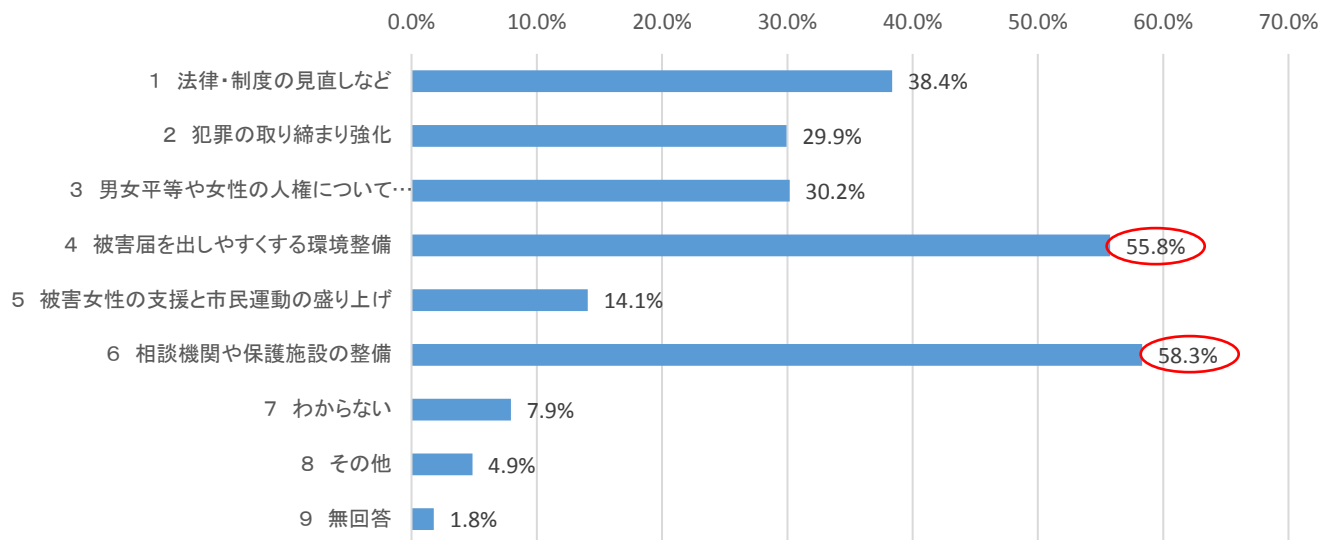
- 家庭児童相談事業 ○人権擁護委員による相談及び啓発活動
- 住民基本台帳事務における DV 及びストーカー行為等の被害者支援措置

資料18 パートナーから暴力（DV ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがありますか？



## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

資料19 夫やパートナーからの暴力を無くすためには、どうしたら良いと思いますか？



【市民意識調査結果（市民編）より】

### 【施策の方向】

#### （１）女性の人権尊重と暴力の根絶に向けた市民意識の醸成

- 女性に対する暴力や性の商品化の根底には、女性の人権に対する軽視が存在していると思われることから、人権としての性の尊重について社会全体の認識を深めるとともに、暴力の予防と根絶のための基盤づくりを推進し、様々な機会を通じて啓発活動を行います。

#### （２）暴力被害者への救済支援体制の整備

- 被害者に対する相談窓口や、被害に遭っている女性の避難場所（シェルター）の確保など、関係機関や市民との連携を始め、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制の整備に努めます。

### 【具体的施策・事業】

- ① ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力に関する学習機会の提供（健康福祉部・教育部）
- ② 女性に対する暴力の根絶をめざした啓発活動の強化（全部署）
- ③ 性犯罪・売買春防止のための啓発活動の推進（健康福祉部・教育部）
- ④ メディアにおける女性の人権を尊重した表現の促進（全部署）
- ⑤ 性の商品化防止に向けた意識啓発と学習機会の提供（健康福祉部・教育部）
- ⑥ 女性への暴力に関する相談体制の充実と関係機関との連携（市民総務部・健康福祉部）
- ⑦ 暴力の未然防止のための意識の普及啓発（全部署）
- ⑧ 緊急一時保護及び自立支援体制の充実（市民総務部・健康福祉部）